

雪のシーズン到来 除雪作業にご協力ください

問 市 建設課(近江庁舎) ☎52-6925 FAX 52-8790

12月1日から平成30年3月20日まで、除雪計画に基づいて除雪作業を実施します。安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、みなさんのご協力をお願いします。

みなさん
に
お
願
い
し
た
い
こ
と

1 路上駐車はしないでください

除雪作業は、夜間や早朝に行う場合が多いので、道路上や退避所内への駐車はしないようにお願いします。

2 雪を車道に出さないでください

道路は、人や車が通る場所です。交通事故の原因になりますので、雪を道路に捨てるのはやめましょう。

3 除雪車の妨げになるものは片付けてください

道路にはみ出した樹木の枝や障害物などは、事前に撤去をお願いします。

4 雪の塊の処理にご協力ください

除雪車が通過した後、雪の塊が家の出入口をふさぐことがあります。各家庭・地域のみなさんで処理をお願いします。

5 火災など万一の事態に備えましょう

火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺は、地域で除雪作業をお願いします。

除雪についての連絡先

建設課が「除雪対策本部」として統括を行い、各庁舎の自治振興課が「現地指揮班」として、状況を確認しながら委託業者への指示や市民のみなさんからの問い合わせに対応します。

除雪計画や除雪対象路線図は、12月1日(金)から市公式ウェブサイトでご覧いただけます。



除雪対策本部

市 建設課(近江庁舎) ☎52-6925 FAX 52-8790

現地指揮班

各庁舎自治振興課または地域振興課
伊吹地域 ☎58-1121 FAX 58-1630
山東地域 ☎55-2040 FAX 55-2406
近江地域 ☎52-3111 FAX 52-4858
米原地域 ☎52-1551 FAX 52-4539



高齢の人や障がいのある人へ

住宅除雪にかかった費用を助成します

問 市 暮らし支援課(山東庁舎) ☎55-8110 FAX 55-8130

対象となる人

- (1) 高齢者世帯(65歳以上の人のみの世帯)
- (2) 障がい者世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ① 身体障害者手帳1級から4級までの人で構成する世帯
 - ② 身体障害者手帳保持者および65歳以上の人で構成する世帯
 - ③ 身体障害者手帳保持者および義務教育課程を修了していない人で構成する世帯

対象回数

1世帯につき2回(原則)

補助金の額

1回の除雪に要した経費の2分の1を、次の金額の範囲で助成します。

- (1) 屋根の雪下ろし作業のみ 上限1万円
- (2) 屋根の雪下ろし作業+下ろした雪の排雪作業 上限2万円

対象経費

積雪量が50センチメートルを超え、家屋の損傷や災害などの恐れがある場合に、第三者に依頼して行った居住する建物の屋根、避難経路等の必要最低限の除雪に要した経費

申請方法

除雪作業実施予定日を民生委員に連絡いただき、除雪完了後速やかに民生委員の証明(確認)を受け、補助金交付申請書を暮らし支援課へ提出してください。 ※申請には、領収書の写しが必要です。